

住居確保給付金のしおり

住居を失う恐れのある人へ家賃を支給します

安城市役所福祉部社会福祉課福祉相談係(北庁舎1階)

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始は除く)

TEL:0566-71-2245

「住居確保給付金」のご案内

住居を失うおそれのある人へ家賃を支給します

離職や収入の減少のため経済的に困窮し、住居を失うおそれのある人に対して、「住居確保給付金」を支給し、安定した住居の確保と就労支援を行います。

1 支給額 ※収入に応じて支給額が異なります

世帯人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
上限額 (月額)	37,000円	44,000円	48,100円	52,000円	58,000円

※収入額が基準額を超える場合は、以下の計算式により支給します。

$$\text{支給額} = \text{実際の家賃額} - (\text{収入額} - \text{基準額})$$

2 支給期間 原則として3か月（一定の要件により2回まで延長が可能） ※収入額を毎月確認させていただき、収入基準額を超えた場合は支給中止となります。

3 支給方法 市から賃貸住宅の貸主（大家）の口座へ直接振り込みをします。

4 支給対象者 次のアまたはイに該当する方

ア 申請日において離職や廃業の日から2年以内の方

イ 個人の責に帰すべき理由や都合によらない休業等で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方

5 支給要件

申請時に以下①～⑥のいずれにも該当する方が対象となります。

① 申請月の世帯収入が表の「基準額+家賃額」以下であること。

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	基準額+家賃額（上限）
1人	81,000円	37,000円	118,000円
2人	124,000円	44,000円	168,000円
3人	159,000円	48,100円	207,100円
4人	197,000円	48,100円	245,100円
5人	235,000円	48,100円	283,100円
6人	273,000円	52,000円	325,000円

※児童扶養手当・児童手当等特定の目的のために支給されている手当は収入算定から除外

② 申請日において、世帯の合計金融資産（預貯金額等）が表以下であること。

1人	2人	3人	4人以上
48.6万円	74.4万円	95.4万円	100万円

※債権・株式・投資信託・NISA・暗号資産も資産に含む

③ 離職等の時点で主たる生計維持者であったこと

(離職等の時点で主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も対象とする)

④ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動・自立に向けた活動を行う意思のある方。

⑤ 求職活動要件

【離職、廃業、休業等（就労をめざす方）】

必要とされる求職活動要件			
自立相談支援機関での相談 (※月4回以上)	企業等への応募 (原則週1回以上)	ハローワーク等での職業相談 (月2回以上)	プランに沿った活動(家計相談)
必須	必須	必須	必須

※実情により郵送等による報告・確認も可能

【個人自営業等（事業再生等を目指す方）の求職活動等要件】

必要とされる求職活動要件			
自立相談支援機関での相談 (※月4回以上)	経営相談先での経営相談(原則月1回以上)	給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組 (月1回以上)	プランに沿った活動(自営業者向けセミナー等への参加など)
必須	必須	必須	必須

※実情により電話等による報告・確認も可能

- 2回目の延長における求職活動については公共職業安定所等での求職活動を行うものとする。

⑥ 申請者及び世帯員が暴力団員ではないこと。

6 支給の停止、中断及び再開

病気やケガによって求職活動ができなくなった場合には支給を停止します。ただし病気やケガから回復し、求職活動を行う事が可能になった後、受給者本人から希望があれば支給を再開することができます。

7 支給の中止

- (1) 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合
- (2) 受給者が常用就職し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合。またその報告を怠った場合
- (3) 支給決定後、住居から退去した場合
- (4) 支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった場合

8 不適正受給があった場合

虚偽の申請等不適切な受給に該当することが判明した場合は既に支給した給付の全額または一部について返還を求めるとともに、以降の支給も中止します。

9 申請に必要なもの

No	書類等	内 容
(1)	市が配付する 申請書等	① 住居確保給付金申請書 ② 住居確保給付金申請時確認書 ③ 入居住宅に関する通知書
(2)	本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本の写し、在留カードなど
(3)	離職に関する 書類	① 離職・廃業（離職から2年以内であることが確認できる書類） 離職票、雇用保険受給資格者証、廃業届など ② 休業等（収入減少） 収入が減少していることや、減少した理由が確認できる書類（会社からの休業等を命じられた文書、シフト表、契約変更が確認できる資料）
(4)	収入が確認できる書類（世帯全員分）	給与明細（世帯全員の直近3か月分）、雇用保険受給資格者証、年金手帳、年金証書、各種福祉手帳等
(5)	全ての預金通帳等（世帯全員分）	世帯全員の通帳・ネットバンクの写し （通帳は直近まで記帳してお持ちください）
(6)	ハローワークの求職番号等	下記のいずれか ① ハローワークの求職番号 ② 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称
(7)	賃貸借契約書	家賃、共益費等の内訳が確認できるもの